

# グループホームとケアホームの 現状等について

---

# **(1) グループホーム・ケアホームの概要**

# グループホーム・ケアホームの概要

- ☆ グループホーム、ケアホームは、障害のある方が**地域の中で家庭的な雰囲気の下、共同生活を行う住まいの場。**
- ☆ 1つの住居の利用者数の平均は**5名程度**

## 具体的な利用者像

- ☆ 単身での生活は不安があるため、一定の支援を受けながら地域の中で暮らしたい方
- ☆ 一定の介護が必要であるが、施設ではなく、地域の中で暮らしたい方
- ☆ 施設を退所して、地域生活へ移行したいがいきなりの単身生活には不安がある方 など

## 具体的な支援内容

- ☆ グループホームは**介護を要しない者**に対し、**家事等の日常生活上の支援**を提供。
- ☆ ケアホームは、**介護を必要とする者**に対し、**食事や入浴、排せつ等の介護**を併せて提供

## 必要な設備等

- ☆ **共同生活住居ごとに1以上のユニットが必要**
- ☆ **ユニットの入居定員は2人以上10人以下**
- ☆ 居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設ける
- ☆ 居室の定員：原則1人
- ☆ 居室面積：収納設備を除き**7.43㎡**



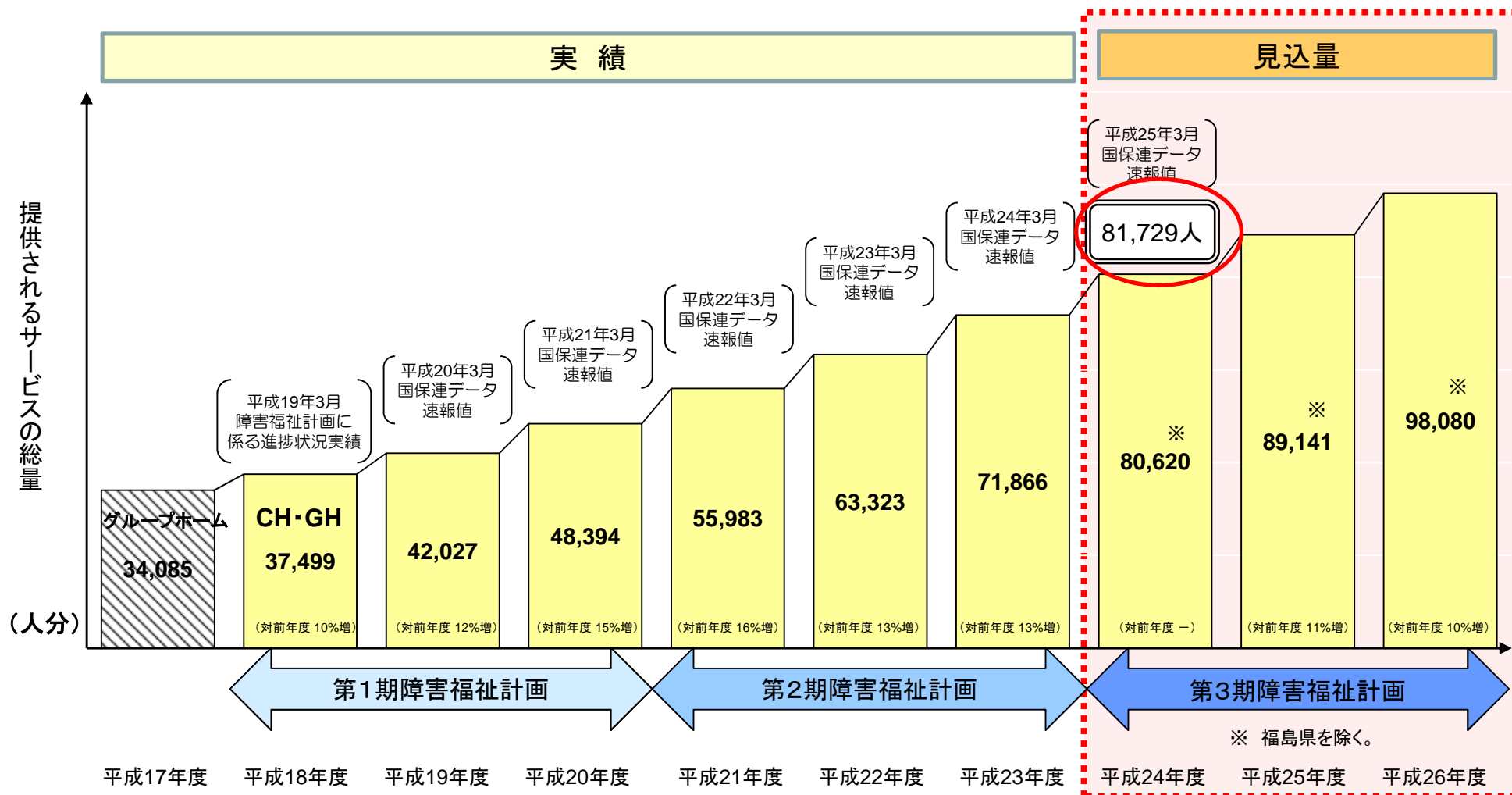
- ★ **住宅地に立地**
- ★ **入居定員は原則10名以下**  
(既存建物を活用する場合は、最大30名以下)

	グループホーム (共同生活援助)	ケアホーム (共同生活介護)
利用対象者	障害程度区分1又は非該当の者	障害程度区分2以上
サービス内容	相談等の日常生活上の援助	食事や入浴等の介護や日常生活上の支援
介護が必要な者への対応	なし	ケアホームの従業者により介護サービスを提供
報酬単位	世話人の配置に応じて <b>254単位～119単位</b>	世話人の配置及び程度区分に応じて <b>639単位～208単位</b>
外部サービスの利用	原則として、居宅介護その他の障害福祉サービスによる介護を受けることはできない。	
事業所数	3,503事業所	4,329事業所
利用者数	<b>26,408人</b>	<b>55,321人</b>

## **(2) 利用者数の推移**

# グループホーム・ケアホームの利用者数・見込量の推移

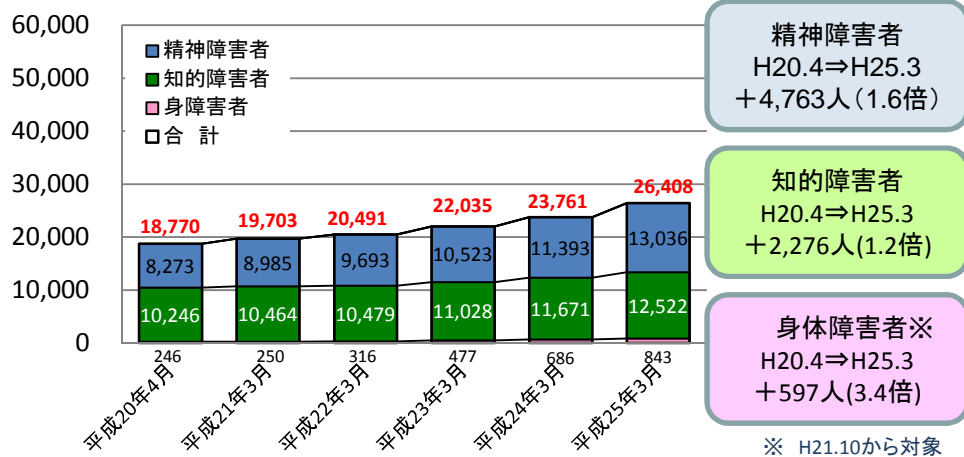
- グループホーム・ケアホームの利用者数は、障害者自立支援法施行前の平成17年度の3.4万人から着実に増加。
- 各自治体が策定した障害福祉計画においては、平成26年度に全国(福島県を除く)で9.8万人分が利用することが見込まれており、今後とも整備の推進が必要。



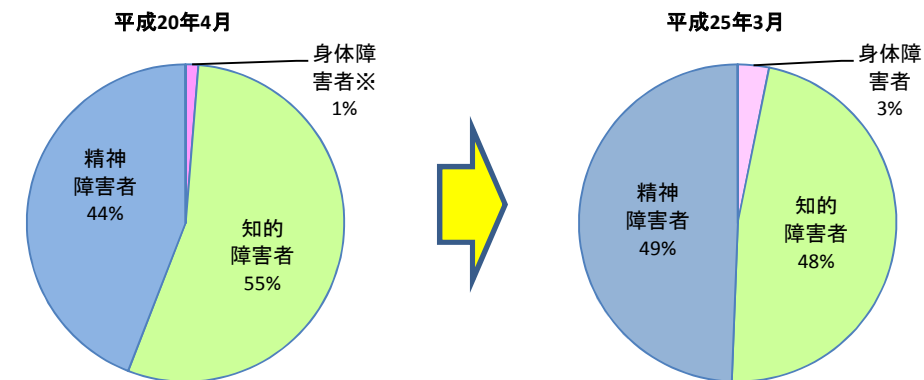
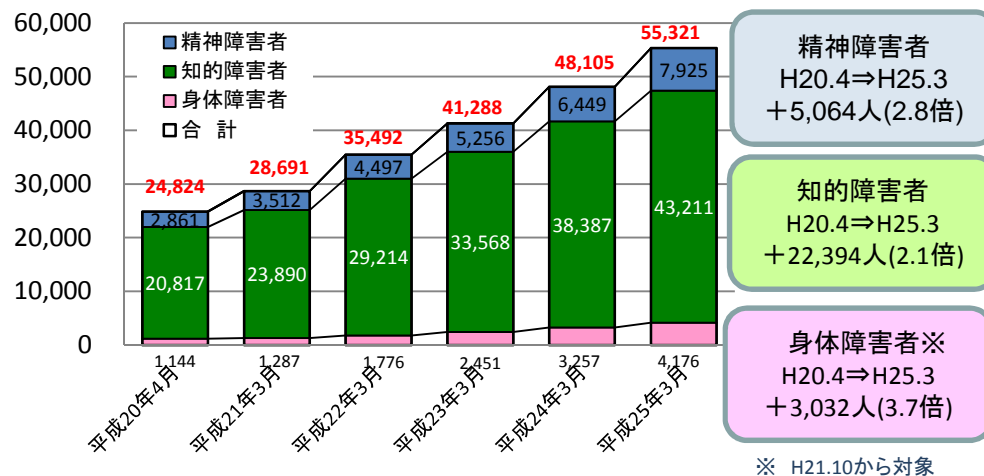
# グループホーム・ケアホームの障害種類別利用者数の推移

- 平成20年4月から平成25年3月までの5年間で、グループホームは、利用者数が7,638人(1,527人/年)増加。ケアホームは、利用者数が30,497人(6,099人/年)増加。
- 利用者数の推移を障害種類別にみると、いずれも精神障害者の伸び率が知的障害者の伸び率を上回っている。

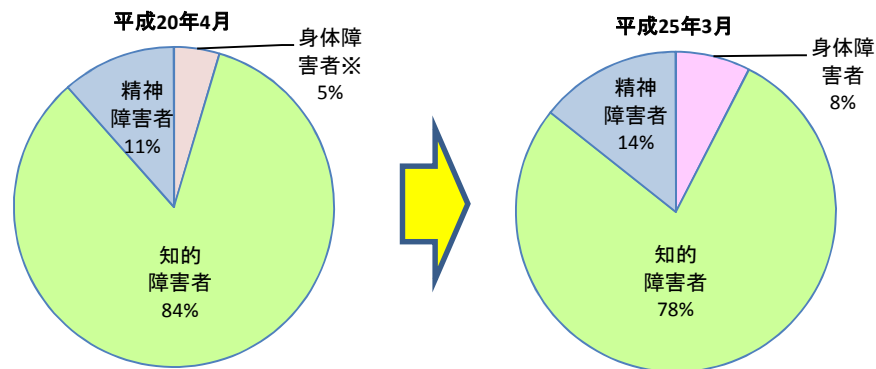
## グループホーム



## ケアホーム



※ 知的障害又は精神障害との重複のみ



※ 知的障害又は精神障害との重複のみ

(出典)国保連データ

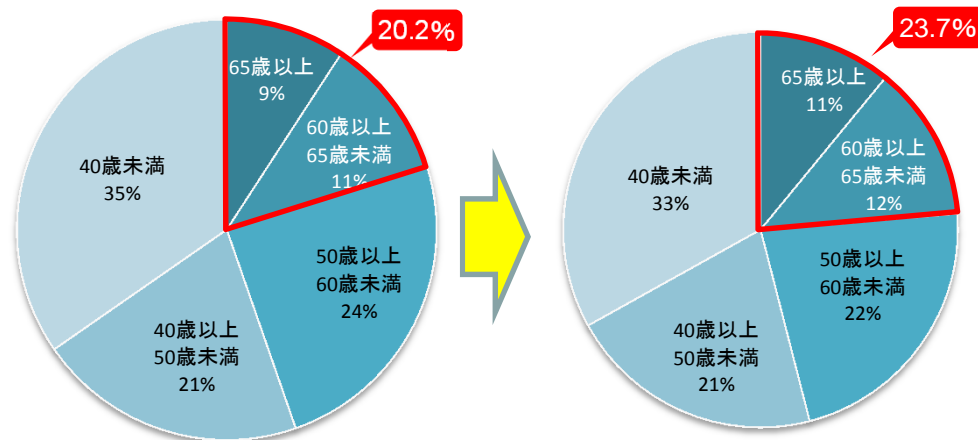
## **(3) 利用者の状況**

# グループホーム・ケアホーム利用者の年齢構成の推移

グループホーム・ケアホームともに、60歳以上の利用者の利用者全体に占める割合が増加している。

## グループホーム

★平成22年4月から平成25年3月までの間に、60歳以上の利用者数が約**2,000人**増加。  
★平成25年3月現在、約4人に1人が60歳以上。

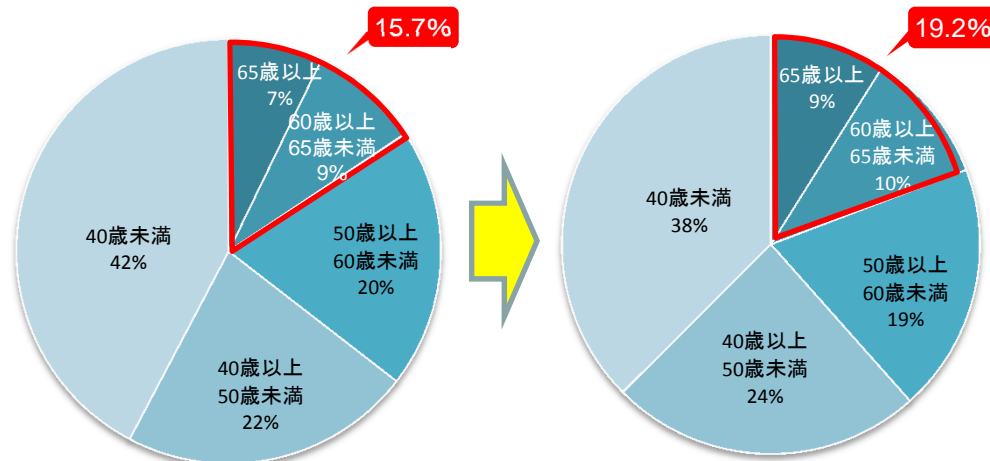


年齢区分	平成22年4月		平成25年3月		増減	
	利用者数(人)	割合(%)	利用者数(人)	割合(%)	利用者数(人)	割合(%)
65歳以上	1,915	9.2	2,897	11.0	982	1.8
60歳以上 65歳未満	4,208	20.2	6,257	23.7	2,049	3.5
50歳以上 60歳未満	5,093	24.5	5,889	22.3	796	▲ 2.2
40歳以上 50歳未満	4,309	20.7	5,532	20.9	1,223	0.3
40歳未満	7,212	34.6	8,730	33.1	1,518	▲ 1.6
合計	20,822	100.0	26,408	100.0	5,586	-

(出典: 国保連データ)

## ケアホーム

★平成22年4月から平成25年3月までの間に、60歳以上の利用者数が約**4,800人**増加。  
★平成25年3月現在、約5人に1人が60歳以上。



年齢区分	平成22年4月		平成25年3月		増減	
	利用者数(人)	割合(%)	利用者数(人)	割合(%)	利用者数(人)	割合(%)
65歳以上	2,681	7.2	4,950	8.9	2,269	1.8
60歳以上 65歳未満	5,842	15.7	10,625	19.2	4,783	3.6
50歳以上 60歳未満	7,416	19.8	10,628	19.2	3,212	▲ 0.6
40歳以上 50歳未満	8,309	22.2	13,346	24.1	5,037	1.9
40歳未満	15,796	42.3	20,722	37.5	4,926	▲ 4.8
合計	37,363	100.0	55,321	100.0	17,958	-

(出典: 国保連データ)

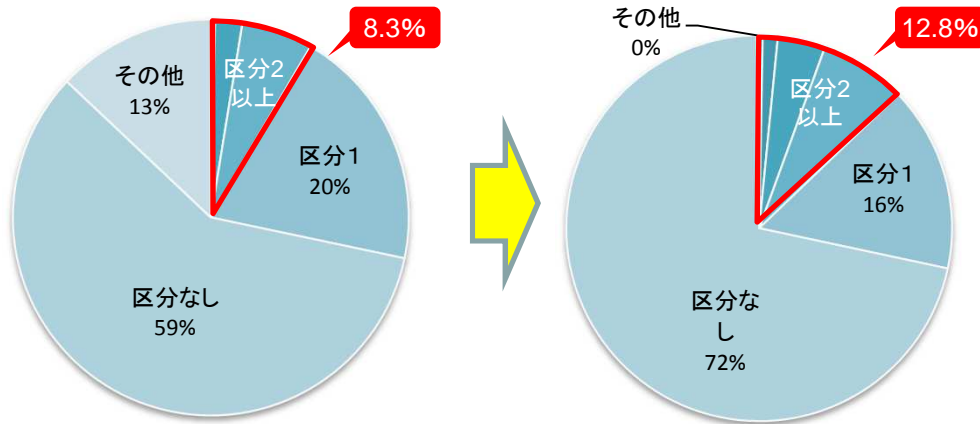


# グループホーム・ケアホーム利用者の障害程度区分構成の推移

特にケアホームの重度の利用者の利用者全体に占める割合が増加している。

## グループホーム

★区分2以上の者が1割程度利用。

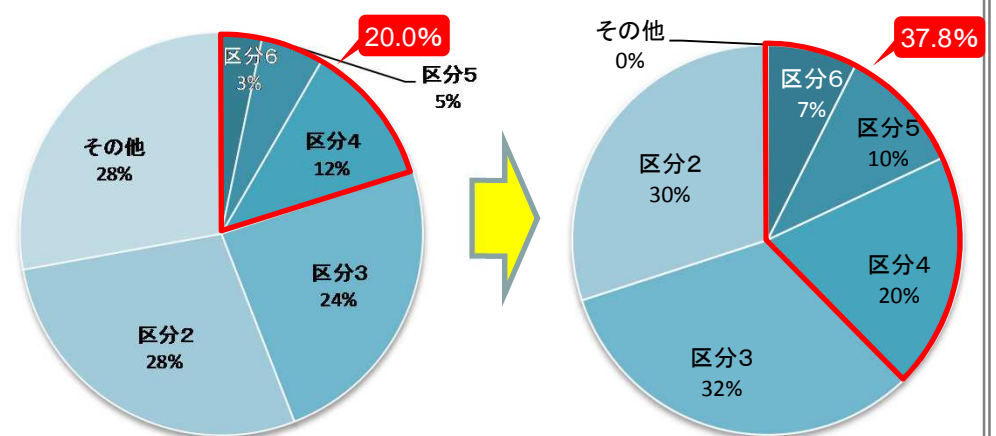


障害程度区分	平成20年4月		平成25年3月		増減	
	利用者数(人)	割合(%)	利用者数(人)	割合(%)	利用者数(人)	割合(%)
区分6	1	0.0	11	0.0	10	0.0
区分5	8	0.0	66	0.2	58	0.2
区分4	1,577	8.3	3,387	12.8	1,810	4.4
区分3	418	2.2	1,057	4.0	639	1.8
区分2	1,094	5.8	1,920	7.3	826	1.4
区分1	3,737	19.9	4,100	15.5	363	▲ 4.4
区分なし	11,023	58.7	18,873	71.5	7,850	12.7
その他	2,433	13.0	48	0.2	-2,385	▲ 12.8
合計	18,770	100.0	26,408	100.0	7,638	-

(出典: 国保連データ)

## ケアホーム

★平成20年4月から平成25年3月までの間に、区分4以上の利用者が約16,000人増加。



障害程度区分	平成20年4月		平成25年3月		増減	
	利用者数(人)	割合(%)	利用者数(人)	割合(%)	利用者数(人)	割合(%)
区分6	812	3.3	4,101	7.4	3,289	4.1
区分5	4,950	20.0	20,928	37.8	15,978	17.9
区分4	2,871	11.6	10,972	19.8	8,101	8.3
区分3	5,997	24.2	17,788	32.2	11,791	8.0
区分2	6,963	28.0	16,449	29.7	9,486	1.7
その他	6,914	27.9	156	0.3	-6,758	▲ 27.6
合計	24,824	100.0	55,321	100.0	30,497	-

(出典: 国保連データ)

## **(4) ケアホームとグループホームの一元化の概要**

# ケアホームとグループホームの一元化の概要

(共同生活介護)

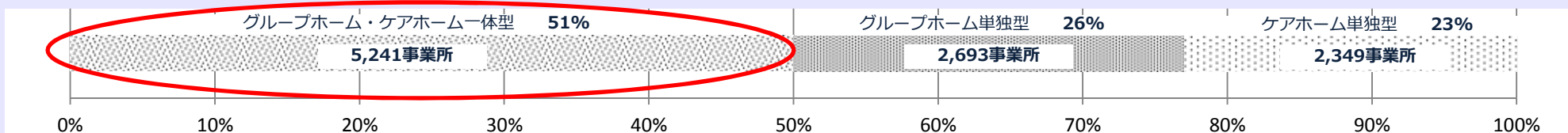
(共同生活援助)

## 《背景》

- ★ 現行、グループホームにおいては、基本的に介護が必要な者を受け入れることができず、また、入居後に介護が必要となった場合には、本人の希望によらずケアホームや入所施設に転居させざるを得ない状況。
- ★ 今後、障害者の高齢化・重度化が進むことを背景として、**介護が必要な障害者のグループホームの新規入居や、グループホーム入居後に介護が必要となる障害者への対応が必要。**

※ 現行、介護が必要な人と必要のない人を一緒に受け入れる場合、グループホーム、ケアホームの2つのタイプの事業所指定が必要になるが、現にグループホーム・ケアホーム**一体型の事業所が半数以上。**

## (参考) 事業所の指定状況



(出典) 障害福祉課調べ(H22.3)

※ 障がい者制度改革推進会議総合福祉部会の骨格提言においても、「(前略)グループホームでの支援は、居住空間の確保、基本的な生活支援、家事支援及び夜間支援とし、(中略)一人ひとりがよりその人らしさを発揮できる状況を生み出し、住民として暮らしていくことが大切である」との考えから、「**グループホームとケアホームをグループホームに一本化する。**(中略) **提供する支援は、住まいと基本的な日常生活上の支援とする**」との提言がなされている。



平成24年6月に成立した「障害者総合支援法」により、共同生活を行う住居でのケアが柔軟にできるよう 平成26年4月1日から

## 共同生活介護(ケアホーム)を共同生活援助(グループホーム)に一元化

グループホームにおいて、日常生活上の相談に加えて、**入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助**を提供。

◎ グループホームへの一元化に併せて、次の運用上の見直しを検討

### 外部サービス利用規制の見直し

個々の利用者の状態像に応じて柔軟かつ効率的なサービス提供が可能となるよう、グループホームの新たな支援形態の1つとして、**外部の居宅介護事業者と連携すること等により利用者の状態に応じた柔軟なサービス提供を行うこと**を検討。

### サテライト型住居の創設

共同生活を営むというグループホームの趣旨を踏まえ、1人で暮らしたいというニーズにも応えつつ、地域における多様な住まいの場を増やしていく観点から、**本体住居との連携を前提とした『サテライト型住居』の仕組み**の創設を検討。

# ケアホームとグループホームの一元化の見直しの方向性

(平成25年2月25日 障害保健福祉関係主管課長会議資料(抄))

## 1.5 障害者の地域生活への移行等について

### (1) グループホーム、ケアホームについて

#### ① ケアホームのグループホームへの一元化について

平成24年6月に成立した障害者総合支援法の施行内容として既に公表しているとおり、グループホームに入居する障害者が高齢化・重度化しても個々の状態に応じて介護サービスを受けられるようにし、介護が必要となった場合にも本人の希望によりグループホームを利用できるよう、平成26年4月からケアホームをグループホームに一元化することとしている。

#### (運用面の見直しの検討)

一元化後のグループホームにおいては、介護を必要とする者としめない者が利用者として混在することになるため、

- ・ 利用者全員について必要となる相談等の日常生活上の援助や個別支援計画の作成については、グループホームの従事者が実施し、
- ・ 利用者ごとに必要性や頻度等が異なる介護サービスについては、外部の居宅介護事業者と連携すること等により、利用者の状態に応じた柔軟なサービス提供を行う仕組みとする

ことで、柔軟で効率的なサービス提供を行うことを可能とする予定である。

一方で、馴染みの職員による介護付きの住まいを望む声もあることから、現行のケアホームのように、共同生活住居の提供とこれに伴う日常生活上の援助に加えて、介護サービスを一体的に提供する支援形態についても、事業所の選択により、引き続き、実施できるようにすることとしている。

また、これに併せて、より「一人暮らし」に近い形態で暮らしたいという要望に応えつつ、多様な住まいの場を確保する観点から、共同生活住居との連携を前提として既存のアパート等の一室をそのまま活用することが可能な仕組みを創設することを検討している。

#### (参考) 平成24年4月18日 衆議院厚生労働委員会における津田厚生労働大臣政務官(当時)の答弁(抜粋)

○松本(純)委員：今回の法律案では、ケアホームをグループホームに統合することが盛り込まれておりますが、障害者の地域生活を最後までしっかりと支援するためにも、障害者が、必要ときに介護サービスを受けながら、みずからの望む住みなれた場所に生活し続けるという選択をできるようにすることが重要ではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○津田大臣政務官：御指摘の点はそのとおりでございます。先ほどの初鹿議員の質問にもお答えしましたが、ケアホームをグループホームに一元化した場合、介護を必要とする者としめない者が混在して利用するということになるため、個々の利用者の状態に応じて柔軟かつ効率的なサービス提供が可能となるよう、一つには、利用者全員について必要となる相談等の日常生活上の援助や個別支援計画の作成についてはグループホームの従事者が実施をする。二つ目には、利用者ごとに必要性や頻度等が異なる介護サービスについては、外部の居宅介護事業者と連携すること等によりまして、利用者の状態に応じた柔軟なサービス提供を行うということを考えているわけでございます。

一方で、なじみの職員による介護付きの住まいを望む声もあることから、現行のケアホームのように、共同生活住居の提供と、これに伴う日常生活上の援助に加えて、介護サービスを一体的に提供する支援形態についても、事業所の選択により引き続き実施できるようにするというようにしておるわけでございます。

こうした考えを基本として、障害者の高齢化、重度化も踏まえながら、具体的な基準等については、今後、関係者の意見も聞きつつ検討していきたいと考えております。

## **(5) グループホームへの一元化に当たっての論点(案)**

# グループホーム等に関する総合福祉部会の主な提言

○ 障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言、 ● 「日中活動とGH・CH、住まい方支援」作業チーム報告

## 1. 一元化後の介護サービスの提供形態に関すること

- ① グループホームでの支援は、居住空間の確保、基本的な生活支援、家事支援及び夜間支援とし、一人ひとりに必要なパーソナルな支援については、個別生活支援を利用できるようにする。  
グループホームで居宅介護等の個別生活支援を利用できるようにする。
- ② グループホームでの支援をグループホームとして全てを包括せず、最低限機能を備えつつ、それ以外のパーソナルな支援はオプションとして、利用できるようにすることが適切である。
- ③ グループホーム等の支援として全てを入れ込んでしまうと、かえって利用しにくくなる。最低限のものはそこに備わっていて、それ以外のパーソナルなものはオプションで、多様なサービスを利用できるようにすることの方が良いのではないか。
- ④ グループホーム等の入居者個々人が必要とする支援サービスは、外から提供するか、グループホーム等の事業所から提供するのかは、入居者が選択できることでよいのではないか。

## 2. 人員基準、日中・夜間の支援体制等に関すること

- ① 高齢化等により日中活動にかかる支援を利用することが困難であるか、又はそれを必要としない人が日中をグループホームで過ごすことができるように、支援体制の確保等、必要な措置を講じる。
- ② 職員の夜間常駐、休日の日中支援、医療的ケアの実施が可能となるよう、報酬、運営基準、人員配置の見直しを図る必要がある。
- ③ 日中活動に行かないときは、本人の支援計画に基づいて、重度訪問介護を利用できるようにする必要がある。
- ④ グループホーム等において、服薬を含めた健康管理の支援、金銭管理の支援、夜間・早朝時間帯の支援は必要不可欠であり、グループホーム等でこれらの部分をどこまで担うのか整理する必要がある。
- ⑤ 夜間支援体制の強化が急務の課題。支援が必要な全ての住居に夜間世話人（夜間支援員）を配置する必要がある。

## 3. 設備基準に関すること

- ① 定員規模は、生活の場なので家庭に近い規模にするという観点から4人から5人とし、複数の住居に分かれて住むことを認める。
- ② 定員が7人以上はグループホームの枠組みから外して、新しい体系として整理してはどうか。
- ③ 適正な入居定員は4～5人として、緊急枠などや体験入居用を含め1住居6名の定員を最大としてはどうか。
- ④ 大規模化を抑制する一方、地域の事情も勘案した検討が必要。
- ⑤ 重度障害者等が入居するグループホームについては、夜間支援体制の観点から、規模について一定の配慮が必要となるかもしれない。
- ⑥ 既存の施設を使って運営する場合、2ユニット（10人を2棟）、都道府県知事が認めれば3ユニットまで可能な現行の考え方は見直す必要がある。
- ⑦ 精神障害者にとって転居は大きな負担となる。サテライト型グループホームを認めていくことにより、グループホームの支援が不要となっても、そのまま同じアパートに住み続けることが可能となる。

# グループホームへの一元化に当たっての論点（案）

## 1. 支援のあり方・支援体制等に関すること

- 一元化後のグループホームにおける支援のあり方をどのように考えるか。
- 一元化後のグループホームの人員配置基準をどのように考えるか。
- 日中、夜間に支援が必要な入居者への支援体制をどのように考えるか。
- 重度者や医療が必要な入居者への支援体制をどのように考えるか。
- サテライト型グループホームの利用者像・支援のあり方をどのように考えるか。

## 2. 規模・設備に関すること

- 障害者の方が地域で生活する拠点としての共同生活住居の規模をどのように考えるか。
- サテライト型グループホームの設備基準をどのように考えるべきか。

## 3. その他

# **(参考1) グループホーム・ケアホームの現行基準等**



# グループホーム・ケアホームの立地に関する基準

障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第171号）（抄）

## 第八章 共同生活介護（ケアホーム）

### 第140条（設備）

指定共同生活介護に係る共同生活住居は、**住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域**にあり、かつ、入所により日中及び夜間を通してサービスを提供する施設（以下「入所施設」という。）又は病院の敷地外にあるようにしなければならない。

## 第十四章 共同生活援助（グループホーム）

第210条 第140条の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。

障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について

（平成18年12月6日障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）（抄）

## 第八の2 設備に関する基準（ケアホーム）

### （1）立地

指定共同生活介護事業所の立地については、利用者に対して、家庭的な雰囲気の下、指定共同生活介護を提供するとともに、地域との交流を図ることによる社会との連帯を確保する観点から、入所施設や病院の敷地内に立地されるのではなく、住宅地又は住宅地と同程度に家族や地域住民との交流の機会が確保される地域の中に立地されることについて、都道府県知事が確認することを求めたものである。

この場合、開設及び指定申請時においては、都市計画法（昭和43年法律第100号）その他の法令の規定や、土地の所有関係により一律に判断するのではなく、指定共同生活介護事業所を開設しようとする場所の現地調査等により、周辺環境を踏まえ、地域の実情に応じて適切に判断されるべきものである。

なお、この規定は、平成18年9月30日において現に存する旧指定共同生活援助事業所の調査を改めて行う必要があることを示したのではないこと。

## 第十四の2 設備に関する基準（グループホーム）

基準第140条については、指定共同生活援助について準用されるものであることから、第八の2を参照されたい。

# グループホーム・ケアホームの設備等に関する基準

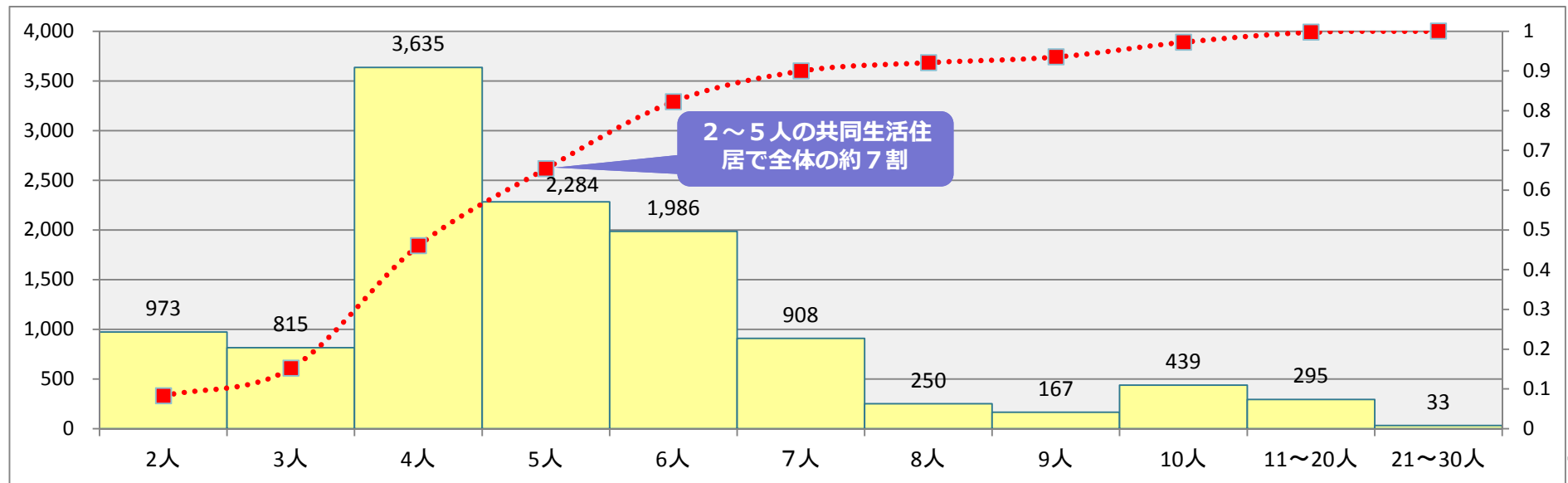
障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省令第171号) (抄)

## 第140条

- 2 指定共同生活介護事業所は、1以上の共同生活住居を有するものとし、当該共同生活住居の入居定員の合計は4人以上とする。
- 3 共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものでなければならない。
- 4 共同生活住居は、その入居定員を2人以上10人以下とする。ただし、既存の建物を共同生活住居とする場合にあっては、当該共同生活住居の入居定員を2人以上20人（都道府県知事が特に必要があると認めるときは30人）以下とすることができる。
- 5 共同生活住居は、1以上のユニット（居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備により一体的に構成される場所をいう。以下同じ。）を有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない。
- 6 ユニットの入居定員は、2人以上10人以下とする。
- 7 ユニットには、居室及び居室に隣接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設けることとし、その基準は、次のとおりとする。
  - 一 1の居室の定員は、1人とすること。ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。
  - 二 1の居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。

第210条 第140条の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。

(参考) 共同生活住居の規模別か所数 (出典：平成23年社会福祉施設等調査)



# グループホーム・ケアホームの現行の人員・運営基準

## 人員配置基準

### (ケアホーム)

従業者	世話人	常勤換算で、利用者数を6で除した数以上
	生活支援員	常勤換算で、次の①から④までに掲げる数の合計数以上 ① 障害程度区分3に該当する利用者の数を9で除した数 ② 障害程度区分4に該当する利用者の数を6で除した数 ③ 障害程度区分5に該当する利用者の数を4で除した数 ④ 障害程度区分6に該当する利用者の数を2.5で除した数
	サービス管理責任者	・利用者数が30人以下：1人以上 ・利用者数が30人以上：1人に、利用者数が30人を超えて30又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上
	管理者	常勤で、かつ、原則として管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）

### (グループホーム)

従業者	世話人	常勤換算で、利用者数を10で除した数以上
	サービス管理責任者	・利用者数が30人以下：1人以上 ・利用者数が30人以上：1人に、利用者数が30人を超えて30又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上
	管理者	常勤で、かつ、原則として管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）

#### 世話人・生活支援員の要件等

- ☆ 障害者の福祉の増進に熱意があり、障害者の日常生活を適切に支援する能力を有する者
- ☆ 利用者の生活サイクルに応じて、1日の活動終了時刻から開始時刻までを基本として配置（夜間時間帯を除く）

## 運営基準

### 【介護の提供（ケアホーム）】

- ・ 介護は利用者の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう適切な技術をもって行わなければならない。

### 【家事等の実施の方法（ケアホーム、グループホーム）】

- ・ 調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と従業者が共同で行うよう努めなければならない。

### 【居宅介護等の利用の制限（ケアホーム、グループホーム）】

- ・ 利用者の負担により、当該事業所の従業者以外の者による介護・家事を受けさせてはならない。

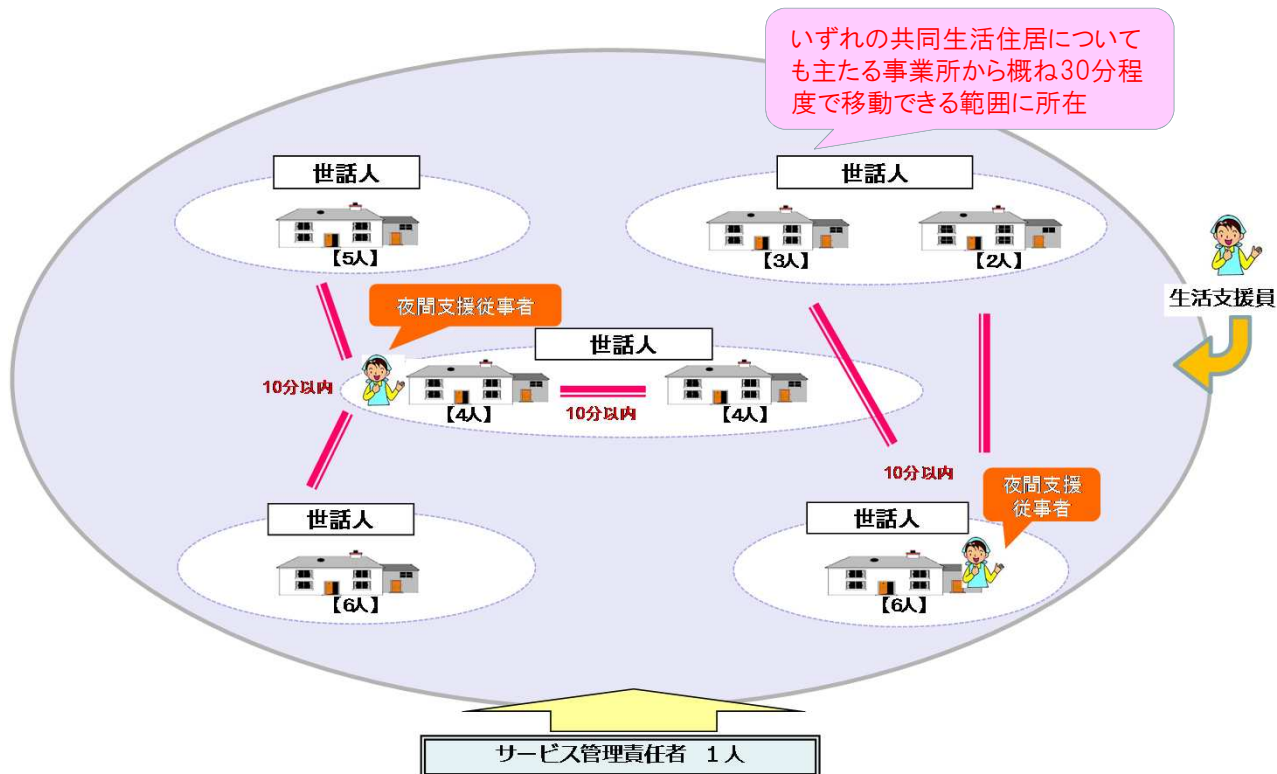
### 【社会生活上の便宜の供与（ケアホーム、グループホーム）】

- ・ 他の障害福祉サービス事業所等との連絡調整、余暇活動の支援等に努めなければならない。
- ・ 行政機関に対する手続等について利用者等が行うことが困難な場合は、利用者の同意を得た上で代行しなければならない。
- ・ 常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

# グループホーム・ケアホームの事業所指定のイメージ

- ① 個々の住居ではなく、一定の範囲に所在する住居全体を事業者として指定。
- ② 世話人は、全体の利用者数に対し、配置。これまで、利用者数にかかわらず1人配置とされている仕組みを改め、10人又は6人につき1人以上の水準を確保。
- ③ サービス管理責任者は、全体の利用者数に対し、30人つき1人以上の水準で配置。
- ④ 生活支援員は、全体の利用者数に対し、利用者ごとの障害程度区分に応じて配置。
- ⑤ 夜間の適切な支援体制を確保（専任職員の配置等の条件に該当する場合には報酬上別に評価）。
- ⑥ 1住居の最低利用人員は2人以上。

## 一定の範囲内の住居全体を事業者として指定(定員30名の場合)



## (参考)1の設置者の入居者総数

	法人等数	割合
10人以下	670	51.1%
11人～20人	326	24.9%
21人～30人	128	9.8%
31人～40人	59	4.5%
41人～50人	42	3.2%
51人～60人	30	2.3%
61人～70人	15	1.1%
71人以上	41	3.1%
合計	1,311	100%

出典：平成24年度グループホーム及びケアホームにおける支援に関する実態調査（日本グループホーム学会調査研究会）

## **(参考2) その他の参考資料**